

ODAの不正腐敗事件の再発防止のための検討会
運営要領

平成 21 年 6 月 30 日

(委員等)

1. 座長は、必要と認めるときは、委員以外の専門家その他の出席を求めることができる。
2. 副座長は、座長が指名する。
3. 検討会を欠席する委員は、座長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事の公開等)

4. 座長は、検討会終了後、必要に応じ、審議の内容等につき、記者ブリーフィングを行う。
5. 検討会は非公開とするが、議事要旨は、事務局より発言者に確認を求めた上で、検討会が開催された翌日から起算して 1 週間以内に外務省 ODA ホームページに公表する。その際、会議において配布された資料も公表する。
6. 特段の理由がある場合には、理由を明示して、議事要旨及び会議において配布された資料を非公表とすることができる。

(事務局)

7. 検討会の事務局は、独立行政法人国際協力機構の協力を得て、外務省国際協力局が担当する。